

銀行振出小切手について

入札保証金として、現金と同様に納付できる小切手は銀行振出小切手（預金小切手又は自己宛小切手という。）だけです。

銀行振出小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。なお、作成に関しては金融機関所定の手数料が必要となりますので、入札参加者で負担してください。

《見 本》

小 切 手		銀 行
支払地	三重県〇〇市〇〇 株式会社 〇〇銀行〇〇支店	
¥〇、〇〇〇、〇〇〇 *		
上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人へお支払ください。		
振出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
振出地	三重県〇〇市〇〇	振出人 株式会社 〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇 〇〇 印

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関としてください。
②振出日から5日以内のものを納付してください。
③「持参人払い」としてください。
④小切手は「線引き」としてください。
⑤電子交換所参加店のものとしてください。